



かけはし



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 田谷 和之

▶ 日本年金機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

▶ 日本年金機構公式X (旧Twitter)

アカウント (@Nenkin_Kikou)



はじめに

新年あけましておめでとうございます。1月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付に関する内容、公的年金等の源泉徴収票の送付、口座振替勧奨及びクレジットカード納付の利用勧奨等について掲載しています。

障害年金講座では、診断書交付時のお願いその⑦についてお伝えしています。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

目次

■ はじめに	p.1
■ 理事長の挨拶	p.2
■ 機構からの連絡	p.4
● 各種取組事業のスケジュールについて		
● 令和6年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付します		
● 令和6年分公的年金等の源泉徴収票を送付します		
● 口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います		
● 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の発送について		
● 失業等を理由とする国民年金保険料免除・納付猶予及び学生納付特例の申請に係る事務取扱いの一部改正について		
● 令和7年1月から「ねんきんネット」で電子申請できる手続きが増えました		
● 各届書等に必要な戸籍謄本等の添付が省略できるようになりました		
● 日本年金機構ホームページのサイト構成の変更		
● 市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰		
● 「わたしと年金」エッセイアニメーション動画を作成しました		
● 地域型年金委員制度のご案内		
■ 障害年金講座	p.30
■ 地域の独自情報	p.34
■ 編集後記	p.34

市区町村職員の皆様へ ～新年ご挨拶～

日本年金機構 理事長 大竹 和彦

あけましておめでとうございます。

市区町村職員の皆様方におかれましては、幸多き新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、皆様方には日頃より国民年金事業の円滑な推進に当たり格段のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

はじめに、当機構の基幹業務である国民年金事業につきましては、地域住民の皆様の相談窓口である市区町村におきまして、納付案内等きめ細やかな対応を行っていただいたことにより安定的な運営がなされてきたところです。その結果、国民年金保険料の令和5年度の現年度納付率は77.6%、最終納付率は83.1%となり、現年度納付率は12年連続、最終納付率は11年連続の上昇を達成しました。

これもひとえに、市区町村職員の皆様方のお力添えの賜物であります。重ねて御礼申し上げます。

国民年金保険料の納付率は、国民の公的年金制度に対する「信頼のバロメーター」であると考えており、今後も、年齢、所得、未納月数等に応じ、きめ細やかな対策を講じて納付率向上に努めていくとともに、それらの取組に関する情報は市区町村職員の皆様とも適宜共有しながら進めてまいります。

市区町村職員の皆様におかれましては、引き続き、地域住民の皆様に寄り添った対応として、国民年金の加入手続き及びその際の納付のご案内、または所得に応じた保険料免除等のご案内について、ご協力をお願いいたします。

また、当機構では業務処理のオンライン化を推進しており、その一環として、市区町村や年金事務所に赴くことなく手続きができるよう、各種オンラインサービスの拡充を順次進めてきたところです。

国民年金の分野では、国民年金の加入手続きや国民年金保険料の免除申請・学生納付特例等について電子申請を開始しています。加えて、スマートフォンアプリを使用したキャッシュレス納付、インターネットによる口座振替の申出等のサービスの拡充を進める他、納付書がなくてもねんきんネットで納付できるサービスを提供し、保険料を納めやすい環境づくりを推進しております。

年金相談の分野では、令和6年6月から老齢年金請求書の簡易な電子申請を可能とし、令和7年1月からは新たに65歳裁定請求書（ハガキ）、受取機関変更届、年金生活者支援給付金TA請求書（ハガキ）を電子申請対象に追加しました。

今後も、各種オンラインサービスの更なる拡充と利用促進を進め、お客様の利便性の向上と市区町村及び当機構の事務処理の効率化・正確性の確保をより一層図ってまいります。

老齢年金請求書の請求件数につきましては、令和6年度・令和7年度では特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げの関係で、男女がそれぞれ受給開始年齢を迎えることから低位で推移しますが、令和8年度には男性の特別支給の老齢厚生年金にかかる支給開始年齢の引上げが完了するため、それ以降は再び増加する見込みです。

このような状況に備えるため、本年は安定的な窓口相談体制の構築に向けた準備期間と位置付け、年金給付の正確性の確保及びお客様サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、市区町村の相談窓口における円滑な対応に資するよう、本情報誌等を通じた更なる情報提供の充実に努めてまいります。

改めて申し上げるまでもありませんが、国民年金制度を含む公的年金制度の円滑な運営や、年金権確保をはじめとする地域住民の皆様へのサービス向上のためには、市区町村職員の皆様方と当機構が協力・連携を一層深めつつ、協働して事業に当たることが必要不可欠であると考えております。

当機構の役職員一人ひとりが、年金実務のプロとしての自覚・矜持・気概をもって、市区町村職員の皆様方とともに日々の職務に当たってまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が市区町村職員の皆様方にとって実り多い一年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和7年1月から令和7年3月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

令和7年 1月

- (定例) 源泉徴収票の発送
- (定例) 口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨の送付

令和7年 2月

- (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
- (定例) 源泉徴収額に変更があった者へ、年金振込通知書を送付
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

令和7年 3月

- (定例) 年末収納対策用納付書の送付

令和6年分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付します
(特定事業部・国民年金部)

「かけはし」第91号でもお知らせしたとおり、令和6年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を送付する予定です。（以下の表の②が対象者です。）

所得税及び住民税の申告において、令和6年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

＜控除証明書の送付対象者＞

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付（※1）	令和6年10月16日（水）から10月下旬にかけて順次
		郵送	令和6年10月25日（金）から11月上旬にかけて順次
②	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 （①の対象者は除きます。）	電子送付（※1）	令和7年1月29日（水）から順次
		郵送	令和7年2月7日（金）

※1 令和7年1月28日（火）までに「ねんきんネット」で電子送付希望の登録を行った方にはマイナポータルの「お知らせ」に電子データをお送りします。電子送付希望の登録をした方には、郵送は行いません。

控除証明書に関するお問い合わせは下記（1）～（3）をご利用いただくことができます。お客様からお問い合わせがあった際はご案内ください。



（1）「控除証明書相談チャット（24時間対応）」

日本年金機構ホームページに、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお客様からの照会に対して、チャットの形式で自動的に応答するチャットボットを開設しています。

（2）「日本年金機構ホームページ」

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等について、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しています。

（3）「ねんきん加入者ダイヤル」

◆電話番号

（ナビダイヤル）0570-003-004

050から始まる電話の場合は、（東京）03-6630-2525

◆受付時間

月～金曜日 午前8：30～午後7：00 / 第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※土日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

その他、控除証明書に関する情報は「かけはし」第91号の3頁から10頁に掲載していますのでご参照ください。

次ページ以降に令和7年2月送付分の様式を掲載しています。

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者）

【2月送付用】うら面

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について														
<p>●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年1月1日以降に納付した保険料は、この控除証明書ではなく、翌年分の控除証明書に記載されます。 <p>●ご家族の保険料も控除の対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。 <p>●お問い合わせ</p> <p>(1) 日本年金機構ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> 控除証明書相談チャット以外にも、日本年金機構ホームページに、以下を掲載しています。 <ul style="list-style-type: none"> ①控除証明書の見方 ②控除証明書に関するQ&A など 右の二次元コードよりぜひご利用ください。 (https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/koujo2024.html) <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 8px;">二次元 コード</div> <p>(2) ねんきん加入者ダイヤル</p> <p>TEL：0570-003-004（ナビダイヤル） 050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6630-2525 <受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後7:00 第2土曜日 午前9:30～午後4:00 *土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。</p>	<p>●申告の際は納付を証明する書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付したことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。 <p>●e-Taxで簡単に確定申告可能な電子版の控除証明書が便利です。</p> <p>（環境に優しいペーパーレス化にご協力ください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子送付の希望登録を行うことで、今後、継続的に控除証明書を電子版で受け取ることができます。 令和6年分の電子版を受け取りたい場合は、マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子版の再交付申請を行ってください。 電子送付の登録を行うと、紙の郵送がなくなります。 <p>※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。 (https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshisofu_kojin.html)</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 8px;">二次元 コード</div> <p>●再交付（紙・電子）の申請は『ねんきんネット』へ</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付すべき領収証書をなくした方は、再交付申請を行ってください。 ねんきんネットを利用すると、簡単に申請ができますので、右の二次元コードよりぜひご利用ください。 (https://www.nenkin.go.jp/n_net/) <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 8px;">二次元 コード</div>													
<p>●前納した国民年金保険料の社会保険料控除</p> <p>前納した国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下のどちらかを選択してください。</p> <p>(1) 全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）</p> <p>本証明書の「令和6年中の納付済保険料額」（表面下部）に記載されている納付済額が証明額となります。 申告の際には、この欄に金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。</p> <p>(2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）</p> <p>各年に分けて申告する場合、各年の控除額は下表の例のように算出されます。申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。 (2)の方法で控除を受けた場合、(1)の方法に戻すことはできません。また、令和7年に令和7年分と令和8年分をまとめて控除することもできません。 ※本証明書は、最大3年間使用しますので、大切に保管してください。</p> <p>[例] 各年分の保険料に相当する額を各年に控除する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">控除対象額</th> <th style="width: 40%;">例1 口座振替で24か月分（令和6年4月分から令和8年3月分）397,290円を前納した場合</th> <th style="width: 45%;">例2 納付書で17か月分（令和6年11月分から令和8年3月分）287,390円を前納した場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㉠令和6年</td> <td>（令和6年4月から令和6年12月までの9か月分） 397,290円×9か月/24か月＝148,984円</td> <td>（令和6年11月から令和6年12月までの2か月分） 287,390円×2か月/17か月＝33,811円</td> </tr> <tr> <td>㉡令和7年</td> <td>（令和7年1月から令和7年12月までの12か月分） 397,290円×12か月/24か月＝198,645円</td> <td>（令和7年1月から令和7年12月までの12か月分） 287,390円×12か月/17か月＝202,864円</td> </tr> <tr> <td>㉢令和8年</td> <td>（令和8年1月から令和8年3月までの3か月分） 397,290円 - ㉠ - ㉡＝49,661円</td> <td>（令和8年1月から令和8年3月までの3か月分） 287,390円 - ㉠ - ㉡＝50,715円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 控除額を計算する過程で生じる端数は、1円未満を切り上げます（最終年を除く）。最終年の控除額は、残りの金額を控除額とします。</p>			控除対象額	例1 口座振替で24か月分（令和6年4月分から令和8年3月分）397,290円を前納した場合	例2 納付書で17か月分（令和6年11月分から令和8年3月分）287,390円を前納した場合	㉠令和6年	（令和6年4月から令和6年12月までの9か月分） 397,290円×9か月/24か月＝148,984円	（令和6年11月から令和6年12月までの2か月分） 287,390円×2か月/17か月＝33,811円	㉡令和7年	（令和7年1月から令和7年12月までの12か月分） 397,290円×12か月/24か月＝198,645円	（令和7年1月から令和7年12月までの12か月分） 287,390円×12か月/17か月＝202,864円	㉢令和8年	（令和8年1月から令和8年3月までの3か月分） 397,290円 - ㉠ - ㉡＝49,661円	（令和8年1月から令和8年3月までの3か月分） 287,390円 - ㉠ - ㉡＝50,715円
控除対象額	例1 口座振替で24か月分（令和6年4月分から令和8年3月分）397,290円を前納した場合	例2 納付書で17か月分（令和6年11月分から令和8年3月分）287,390円を前納した場合												
㉠令和6年	（令和6年4月から令和6年12月までの9か月分） 397,290円×9か月/24か月＝148,984円	（令和6年11月から令和6年12月までの2か月分） 287,390円×2か月/17か月＝33,811円												
㉡令和7年	（令和7年1月から令和7年12月までの12か月分） 397,290円×12か月/24か月＝198,645円	（令和7年1月から令和7年12月までの12か月分） 287,390円×12か月/17か月＝202,864円												
㉢令和8年	（令和8年1月から令和8年3月までの3か月分） 397,290円 - ㉠ - ㉡＝49,661円	（令和8年1月から令和8年3月までの3か月分） 287,390円 - ㉠ - ㉡＝50,715円												
<p>[注意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「①納付済額」は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までに納付した保険料額です。 ●「②見込額」は、「*****」と表示されます。 ●「③合計額」は、「*****」と表示されます。 	<p>[注意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「①納付済額」は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までに納付した保険料額です。 ●「②見込額」は、「*****」と表示されます。 ●「③合計額」は、「*****」と表示されます。 	<p>[注意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「①納付済額」は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までに納付した保険料額です。 ●「②見込額」は、「*****」と表示されます。 ●「③合計額」は、「*****」と表示されます。 												

令和6年分公的年金等の源泉徴収票を送付します

(特定事業部)

◆ 源泉徴収票の送付

老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員に、令和6年2月支払分から令和6年12月支払分まで（令和7年1月に支払いがあった方は、1月支払分まで）の金額を記載した源泉徴収票をお送りします。

なお、令和6年中に定額減税が実施されたことから、対象となった方においては源泉徴収票の摘要欄に定額減税の内訳を記載しています。

 所得税および復興特別所得税の課税対象ではない障害年金、遺族年金および年金生活者支援給付金については、源泉徴収票は送付しません。

○ハガキ

令和7年1月8日（水）～16日（木）にかけて順次発送します（郵便事情により、お手元に届くまで8日程度かかる場合があります）。

なお、下記「電子送付」で、ねんきんネットで電子送付の希望登録を行っている方には、郵送を行っておりません。

○電子送付

令和7年1月7日（火）～令和7年1月10日（金）にかけてマイナポータルの「お知らせ」に電子送付します。令和7年1月6日（月）までに電子送付希望の登録を行った方に電子送付を行います。令和7年1月7日（火）以降に電子送付を希望する場合は、マイナポータルからねんきんネットにログインし、再交付申請を行うことで、電子送付による受け取りが可能です。

受け取った電子データを利用すると、e-Taxでの確定申告が簡単にできます。

◆ 源泉徴収票の記載内容

源泉徴収票（ハガキ）の様式イメージは、次々頁のとおりです。

令和6年中に定額減税が実施されたことに伴い、対象となった方の摘要欄に令和6年6月支払分から令和6年12月支払分まで（令和7年1月に支払いがあった方は、1月支払分まで）の定額減税の内訳を記載しています。定額減税の内訳の記載は以下のとおりとなります。

- ・「源泉徴収時所得税減税控除済額」
⇒定額減税額のうち、年金支払時に控除した額
- ・「控除外額（控除していない額）」
⇒定額減税額のうち、年金支払時に控除しきれなかった額

◆ ねんきんネットでの内容確認

「ねんきんネット」（https://www.nenkin.go.jp/n_net/）で、令和7年1月7日（火）より源泉徴収票の内容確認することができます。こちらも併せてご案内ください。

◆源泉徴収票の再交付

令和6年分の源泉徴収票の再交付については、令和7年1月6日（月）から可能となっています。また、ねんきんネットからの再交付申請は、令和7年1月7日（火）から可能となっています。オンラインや電話で、ご自宅から再交付申請ができますので、ぜひご案内ください。

申請の窓口	再交付の形式	お手続き	再交付までの日数
オンライン (ねんきんネット)	電子データ	マイナンバーカードを利用して、マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、「通知書の再交付申請」において「電子送付」を選択のうえ申請してください。	電子送付まで 3~5営業日
	書面	「ねんきんネット」にログインし、「通知書の再交付申請」において「郵送」を選択のうえ申請してください。	発送まで1週間程度
電話 (ねんきんダイヤル)	書面	基礎年金番号のわかるものをご用意いただき、オペレーターに源泉徴収票の再交付希望の旨をお伝えください。	発送まで2週間程度

※書面での発送先は、日本年金機構に登録されているご本人の住所となります。

◆ご不明な点がある場合

○源泉徴収票の見方・よくあるご質問（Q&A）等について

日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gensen.html>）に掲載していますので、そちらをご案内ください。

○相談チャットについて

日本年金機構ホームページでは、源泉徴収票に関するよくあるお問い合わせに、自動でお答えする相談チャットを令和6年12月27日（金）に更新しています。24時間いつでも対応していますので、ぜひご案内ください。

ホームページや相談チャットをご覧いただいてもご不明な点がある場合には、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）をご案内ください。

◆令和6年分源泉徴収票様式イメージ

料金後納
郵便
親展

お願い 開封前にもう一度あて名をご確認ください

源泉徴収票に関する大切なお知らせ
確定申告書または住民税申告書を提出する際は、毎回、マイナンバーの記載およびマイナンバーカードなどの本人確認書類の提示またはその写しの添付が必要です。

他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが開封せず「誤配達」と記入し、郵便ポストに投函してください。

差出人 **日本年金機構** Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3丁目5番24号

裏面からゆっくりといわいに開いてください。水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 (フリガナ) 住所または居所 氏名	生年月日	年金の種類
区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円	円
所得税法第203条の3第7号適用分	円	円
本人 特別障害者 その他の障害者 ひとり暮らし者 寡婦 源泉控除対象配偶者の有無等 一般 老人	控除対象扶養親族の数 特定 老人 その他	障害者の数 特別 その他 非居住者である親族の数
源泉控除対象配偶者 氏名	区分	社会保険料の額 円
控除対象扶養親族 氏名	区分	
16歳未満の扶養親族 氏名	区分	(摘要) 【社会保険料の内訳】 介護保険料額 XXX,XXX円 国民健康保険料(税)額 XXX,XXX円 後期高齢者医療保険料額 XXX,XXX円 【定額減税の内訳】 源泉徴収時所得税減税控除済額 40,000円 控除外額(控除していない額) 20,000円
氏名	区分	

支払者 法人番号 6000012070001
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長 印 10mm

定額減税の対象となった方の場合
・「源泉徴収時所得税減税控除済額」
⇒年金支払時に控除した額
・「控除外額(控除していない額)」
⇒年金支払時に控除しきれなかった額

源泉徴収票の見方 (※) 裏面もご参照ください

- 「支払金額」欄は、上記の年分としてお支払いした金額で、源泉徴収税額(所得税および復興特別所得税)と社会保険料を差し引く前のものです。「支払金額」欄の金額と実際に受け取った金額は一致しない場合があります。
また、年金支払額等がさかのぼって訂正された場合(失業給付・高齢者雇用継続給付金を受給されている方等)は、訂正後の支払金額を記載した源泉徴収票を令和7年2月以降に改めてお送りします。
- 「源泉徴収税額」欄は、年金から源泉徴収された所得税および復興特別所得税の総額であり、個人住民税および森林環境税は含んでいません。
- 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額は、次のとおり区分しています。

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	老齢基礎年金、老齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済年金を受けている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済年金を受けている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	退職年金(退職等年金給付)、経過の職域加算額(退職共済年金)を受けている方
所得税法第203条の3第7号適用分	上記第1号～第6号に該当しない方
- 「障害者の数」の「特別」欄のカッコ内には、同居特別障害者の方の人数を表示しています。
- 「社会保険料の額」欄の金額は、上記の年中に「支払金額」欄の金額から特別徴収された介護保険料額、国民健康保険料(税)額および後期高齢者医療保険料額の合計額を記載しています。

【個人住民税および森林環境税】
公的年金等から特別徴収された個人住民税および森林環境税は、所得税および復興特別所得税の控除対象とされていないため、記載していません。個人住民税額および森林環境税額については、お住まいの市(区)役所または町社役場にお問い合わせください。

【復興特別所得税】
平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得は、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。(支払金額から社会保険料および各種控除を引いた額に対して5.105%を乗じて計算した額が、所得税および復興特別所得税として源泉徴収されます。)

この源泉徴収票は、確定申告をする際に必要です。大切に保管してください。

口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います

(国民年金部)

現金で国民年金保険料を納付している方へ、口座振替及びクレジットカード納付の利便性や前納制度による割引等を周知し、利用促進するための勧奨を行います。

対象者

口座振替納付及びクレジットカード納付を利用していない方のうち、下記のいずれかの要件に該当する方(※)

1. 令和4年11月から令和6年9月分に未納がなく、令和6年10月分が前納により納付済みの方
2. 直近3ヶ月(令和6年8月分から10月分)にのみ未納があり、令和6年10月分が未納又は前納により納付済の方

※ 令和6年12月中旬に対象者を抽出しています。

発送日

- ◆ 令和7年1月下旬(予定)

発送物

- ◆ 国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書
- ◆ 国民年金保険料クレジットカード納付申出書
- ◆ 勧奨用リーフレット
(勧奨用リーフレットの例は、本誌14頁～15頁をご覧ください。)

- ◆ 返信用封筒

※ 「口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書」及び「クレジットカード納付申出書」は、被保険者の基礎年金番号、生年月日及び住所が印字されたものを送付します。

※ 令和7年4月から2年分の保険料の前納(「2年前納(4月開始)」)を希望される場合は、**令和7年2月末(必着)まで**に申出書を提出する必要があります。

日本年金機構ホームページへの記載

令和7年1月に、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」に掲載予定です。

留意事項

令和6年12月中旬の情報をもとに送付するため、すでに口座振替やクレジットカード納付をお申込みいただいている方や、国民年金第1号被保険者ではなくなった方にもお知らせが届く場合がありますので、ご留意願います。

勸奨用リーフレット（おもて面）

国民年金保険料を納付書で納めている方へ

口座振替・クレジットカードでの納付が便利でおトク！ ってご存じでしたか？

なんで便利でおトクなの？

1. 金融機関等へ行く手間が省けます。
2. 保険料の納め忘れがありません。
3. 口座振替は前納割引で、さらにお得！
※クレジットカード納付は納付書と同額の割引が適用されます。

おすすめできるポイントがこんなに
あるんだね



ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット

▼保険料額と前納割引額の目安

【令和6年度額】

支払方法	1カ月		6カ月		1年		2年	
	期間		4月～9月分、10月～翌年3月分		4月～翌年3月分		4月～翌々年3月分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
納付書（毎月払い）	16,980円		101,880円		203,760円		413,880円	
①口座振替前納	16,920円	60円	100,720円	1,160円	199,490円	4,270円	397,290円	16,590円
②クレジットカード前納 納付書前納			101,050円	830円	200,140円	3,620円	398,590円	15,290円

※前納を2年にすると、1カ月分の保険料額（16,980円）と同程度の割引が受けられます。
※前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、振替（立替納付）開始時から年度末（又は翌年度末）までの保険料をまとめて振替（立替納付）ができます。
※直近の4月から2年分の保険料の前納（開始）を希望される場合は、振替（納付）方法を「2年前納（4月開始）」に選択のうえ、申出書を2月末までに日本年金機構に提出（必着）してください。

手続き方法



①口座振替

での納付をご希望の方

●オンラインで手続き

マイナポータルを経由し「ねんきんネット」上でオンラインによる口座振替申出の手続きができます。

申出書の記入や金融機関届出印の押印が不要で、ご自宅からいつでも申出可能です。また、1カ月程度で振替を開始できますので、**オンラインでのお申し込みをぜひご利用ください。**
※一部の金融機関では対応できません。

電子申請の概要は日本年金機構ホームページをご覧ください。

国民年金 口座振替 電子申請 検索

●書面での手続き

同封の「国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書」に必要事項を記入の上、提出します。



②クレジットカード

での納付をご希望の方

同封の「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」に必要事項を記入の上、提出します。

※クレジットカード納付は、立替納付の開始まで2カ月程度かかる場合があります。

※クレジットカード名義人が本人・配偶者以外の場合は、同意書によるカード名義人の同意が必要です。
同意書は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードできます。

※お手続き完了後、口座振替をご希望の方は「国民年金保険料口座振替開始(変更)通知書」、クレジットカード納付をご希望の方は「国民年金保険料クレジットカード納付開始(変更)通知書」でお支払いの開始月、納付金額及び納付期間をお知らせします。

※イオン銀行及びGMOあおぞらネット銀行以外のインターネット専門銀行（ネット銀行）の口座では口座振替の利用はできません。

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/>



2501 1016 021

勸奨用リーフレット（うら面）

記入例

○申出書は、口座振替とクレジットの2種類あります。どちらか選択してください。



記入後は
返信用封筒
で提出してね

口座振替納付申出書

太枠の部分をご記入ください。

① 印字された基礎年金番号と生年月日を確認
のうえ、**本人の氏名をご記入ください。**

② 希望する振替方法の番号に○を付けてください。
※保険料の割引額は「当月末振替(早割)」、「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納(2年前納(4月開始))」の順に大きくなります。
(2年前納がもっともお得です)

③ 被保険者本人の口座であっても口座名義人氏名をご記入ください。
(記入漏れにご注意ください。)

④ 金融機関への届出印を鮮明に押印してください。

【ご注意ください】

- ・「国民年金保険料口座振替依頼書(金融機関・ゆうちょ銀行用)」の記入事項を訂正する場合は、必ず**訂正印(届出印)**を押印してください。
- ・国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書(年金事務所用)および国民年金保険料口座振替依頼書(金融機関・ゆうちょ銀行用)の**両方を切り取らずにご提出ください。**

クレジットカード納付申出書

太枠の部分をご記入ください。

① 印字された基礎年金番号と生年月日を確認
のうえ、**本人の氏名をご記入ください。**

② 希望する納付方法の番号に○を付けてください。
※保険料の割引額は「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納(2年前納(4月開始))」の順に大きくなります。
(2年前納がもっともお得です)

③ クレジットカード会員の方が自署でご記入ください。
被保険者本人のクレジットカードであっても、クレジットカード
名義人をご記入ください。

④ 本人以外の場合に電話番号をご記入ください。
被保険者との続柄が本人・配偶者以外の場合は、クレジットカード
名義人に対して、電話又は書面による同意確認を行っています。

国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)の発送について

(国民年金部)

国民年金保険料を納付いただいていない期間がある方に、「国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)」を2月にお送りいたします。

催告状は、圧着はがき形式になっており、直近の納付状況や年金加入状況を確認することができます。

対象者

令和6年4月分以降に国民年金保険料の未納期間がある方(※)

※ 令和7年1月中旬に対象者を抽出します。

発送日

◆ 令和7年2月下旬(予定)

発送物

国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)

(催告状の様式については、次頁をご覧ください。)

日本年金機構ホームページへの記載

令和7年2月に、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」に掲載予定です。

失業等を理由とする国民年金保険料免除・納付猶予及び学生納付特例の申請に係る事務取扱いの一部改正について (国民年金部)

失業等を理由とする国民年金保険料免除・納付猶予及び学生納付特例の申請に係る事務取扱いについては、「国民年金保険料の免除等に係る適切な事務処理の徹底について（通知）」（平成18年10月13日庁保発第1013001号）により示されているところです。

今般、令和7年1月から国税庁において申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない取扱いを開始することに伴い、事務取扱いの一部改正について、令和6年12月20日付けで厚生労働省年金局事業管理課長から通知されました。改正内容は次のとおりです。

1. 税務署等における申告書等の控えへの收受日付印の押なつ廃止

事業の廃止（廃業）等の理由により免除等の申請を行う場合は、事実を明らかにする添付書類の一つとして、「税務署等の收受日付印のある税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書又は事業廃止届出書等の写し」に限り有効なものとして取り扱っていましたが、令和7年1月以降は税務署等の收受日付印の押なつがなくとも有効な書類として取り扱います。

2. 添付書類の余白への記入の変更

事業の廃止（廃業）等の事実を明らかにする書類として次の書類を添付する際に、被保険者が失業の状態にあることの申し立てを添付書類の余白に「廃業後、他に事業なく失業中」等記入する場合は、併せて署名または記名押印が必要でしたが、令和7年1月以降は記名のみで有効となります。

【失業の状態にあることの申し立ての記入が必要な添付書類】

- ① 履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書
- ② 税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書又は事業廃止届出書等の写し
- ③ 保健所への廃止届出書（控）又は廃止届証明書（受付印のあるものに限る。）
- ④ その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類

令和7年1月から「ねんきんネット」で電子申請できる手続きが増えました！ (総合戦略室)

日本年金機構では、令和6年6月から、年金の未加入期間がない等、一定の条件を満たす方を対象に、マイナポータルとねんきんネットを利用した「**老齢年金請求書**」の電子申請サービスを開始しています。

この度、更なるお客様の利便性向上を図るために、**65歳裁定請求書（ハガキ）等の一部の年金給付関係届書**についても電子申請で手続きができるようになりました。

お客様から手続きに関する相談があった際は、電子申請の利用について積極的にご案内いただきますようご協力のほどお願いいたします。

<新たに電子申請の対象となる届書>

すでに年金を受けている方を対象とした以下の届書について、**令和7年1月6日（月）**よりマイナポータルを利用した電子申請が可能となります。

- **65歳裁定請求書（ハガキ）** ※1
- **受取機関変更届** ※2
- **年金生活者支援給付金TA請求書（ハガキ）** ※1

※1 機構から送付する紙の請求書（ハガキ）に、電子申請の案内リーフレットを同封します。

※2 年金の振込先に公金受取口座を指定する場合のみ電子申請をご利用いただけます。

電子申請の利用条件や申請手続きの流れ等の詳細は、管轄の年金事務所から情報提供させていただきました「**年金給付業務における電子申請の対象届書の拡大について**」をご参照ください（令和6年12月中旬に提供済）。

<電子申請に関する問い合わせがあった場合>

電子申請に関する概要・操作方法・よくあるご質問（Q&A）・説明動画等について、日本年金機構ホームページ（https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_shohenkou.html）に掲載しています。

お客様から電子申請に関する問い合わせがあった際は、上記をご案内ください。

【二次元コード】



⚠ 電子申請で手続きをされた方は、紙の届書を別途提出する必要はありません。

紙と電子申請で重複して提出することがないように、案内時にはご注意ください。

各届書等に必要な戸籍謄本等の添付が省略できるようになりました（事業企画部）

マイナンバーを用いた情報連携により戸籍情報の照会が可能となったため、令和6年11月から年金給付の届書に添付する戸籍謄本等について、原則、配偶者及び20歳以下の子との身分関係を確認する際、添付省略が可能となりました。

年金給付関係の対象届書と添付省略ができる身分関係の確認範囲については、以下のとおりです。市区町村窓口で届書等を受け付ける際にご留意いただきますようお願いいたします。

[年金給付関係]

手続	届書名	身分関係の確認範囲	
		添付省略可	添付省略不可
老齢年金	・年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付) ・厚生年金保険老齢年金請求書 旧 他6届書	配偶者、子	—
障害年金	・年金請求書（国民年金障害基礎年金） ・年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付) 他4届書	配偶者、子	—
遺族年金	・年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付) ・年金請求書(国民年金遺族基礎年金)他2届書	配偶者、子	父母、孫、祖父母
	・年金請求書（国民年金寡婦年金）	配偶者	—
	・国民年金死亡一時金請求書	配偶者	子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
未支給年金	・未支給年金・未支払給付金請求書 他5届書	配偶者、子(ただし、遺族年金と同時請求の場合のみ)	子（左記以外）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等以内の親族
諸変更その他	・老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届 ・老齢基礎・老齢厚生年金裁定請求書/支給繰下げ請求書 他21届書	配偶者、子	—

日本年金機構ホームページのサイト構成の変更

(経営企画部広報室)

日本年金機構ホームページにおける情報の掲載先を整理するため、サイト構成を変更しました。

主な変更内容

制度によって届書等の掲載先が、「年金の制度・手続き」と「申請・届出様式」に分かれていましたが、基本的に「申請・届出様式」配下に統一し、たどり着きやすくしました。

対象ページ

- 健康保険・厚生年金保険 適用関係届書・申請書一覧
- 申請・届出様式 (年金等の受給関係)
- 申請・届出様式 (社会保障協定関係)
- 申請・届出様式 (年金記録の照会、訂正請求関係)

【例】変更後の年金請求書 (老齢) 様式へのたどり着き方



その他、制度によって、1つのページ内に全ての届書等のダウンロードファイルをケース別に掲載している場合がありますが、ホームページ内で統一するため、ケースごとにページを分けて掲載する形式に変更しました。

お気に入りの再登録・リンクの設定変更のお願い

サイト構成の変更により、一部ページのURLを変更しました。

変更前の各ページをお気に入り (ブックマーク) 登録している場合や、各ページに対しリンクを設定している場合は、お気に入りの再登録やリンクの設定変更をお願いします。

なお、URLを変更したページには、旧URLでアクセスしても自動的に新URLに遷移する設定を行っています。ただし、暫定的な対応であるため、お早めに設定変更をお願いします。

市区町村国民年金事業功績 厚生労働大臣表彰

◆ 令和6年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰の開催

令和6年11月29日に令和6年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰が行われました。

今年度の被表彰者は、東京都調布市、神奈川県横須賀市、茨城県日立市、高知県安芸市、鳥取県西伯郡伯耆町の5市区町です。

表彰式の開催にあたり、安藤 たかお厚生労働大臣政務官が祝辞を述べ、表彰状授与後は表彰市区町村を代表して安芸市の横山 幾夫市長から謝辞をいただきました。

受賞された自治体のみならず、おめでとうございます！

被表彰市区町村の皆様（後列は管轄年金事務所長及び日本年金機構事業推進部門担当理事） ▼



▲前列は左より、茨城県日立市国民健康保険課長、東京都調布市保険年金課長、日本年金機構理事長、厚生労働大臣政務官、年金管理審議官、高知県安芸市長、神奈川県横須賀市生活福祉課長

祝辞を述べる

安藤 たかお厚生労働大臣政務官 ▼



謝辞を述べる

安芸市 横山 幾夫市長（右側） ▼



◆ 以下、表彰された市区町村の取り組みをご紹介します。

市区町村	取組内容
調布市 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所内で住民票担当部署と連携し、日本人の国外転出者に対して市独自で作成したチラシを交付することで、海外任意加入の制度周知を実施し、適切な海外任意加入に貢献した。 ● 障がい者手帳担当部署と連携し、障がい者手帳交付時に独自の案内文書を交付することで、障害年金の相談につなげ、障害年金の制度周知を図り、障害年金の適切な受給に貢献した。
横須賀市 (神奈川県)	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉事務所と年金事務所が連携して生活保護受給者を対象とした出張相談会を令和4年5月以降毎月開催し、年金記録や見込額の確認及び相談、請求書の受理を行い、年金の受給に貢献した。 ● 資格取得届や免除等の受付時に市独自に作成した資料をお渡しし、保険料納付の情報共有を図り、保険料納付・免除勧奨を実施した。また、生活保護受給者等へもれなく法定免除の案内を実施した。
日立市 (茨城県)	<ul style="list-style-type: none"> ● 20歳で国民年金に加入した方々の電話番号について、市役所内の関係部署と連携のうえ多くの件数を年金事務所に情報提供。 ※提供頂いた電話番号を活用し、年金事務所において制度案内等を実施。 ● 市役所庁舎、支所だけではなく、日立市自ら調整し、駅前の公共施設や商業施設等に制度周知リーフレットを設置することにより年金制度広報に大きく寄与した。
安芸市 (高知県)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所窓口の相談において年金事務所での手続きが必要になった方や、障がいにより電話での予約が困難な方に対し、市の職員が相談予約を代わりに行き、年金事務所における予約相談の支援を積極的に実施。 ● 安芸市総合社会福祉センターにおいて年金事務所による出張相談会の毎月開催のほか、市役所窓口で厚生年金にかかる裁定請求書の受付を行い、年金相談等にかかる協力連携を実施した。
西伯郡 伯耆町 (鳥取県)	<ul style="list-style-type: none"> ● 町役場窓口で名刺サイズの予約相談案内カードを漏れなくお渡しし、年金事務所における年金相談予約率の向上に貢献した。 ● 国民年金保険料の収納にかかる口座振替・クレジット納付に関するチラシ及び申出書をクリア封筒に入れた「口振セット」及び「スマホアプリチラシ」を積極的に配布、口座振替加入者等の拡大に尽力した。

※令和4年度の取り組みに対する表彰。

動画周知用チラシ(見本)

「公的年金制度」を学べるアニメーション動画のご案内

「わたしと年金」エッセイの受賞作品をアニメーション化し、日本年金機構ホームページに掲載しています。年金について学生の方や現役世代の方の体験談のエッセイを動画としていますので、ぜひご覧ください。

「わたしと年金」エッセイとは

日本年金機構では、公的年金の大切や意義を皆さまと一緒に考えていきたいと思い、毎年公的年金を題材とした「わたしと年金」エッセイを募集し、優秀な作品を表彰しています。



〈動画の視聴方法〉

① パソコンの場合

日本年金機構のホームページよりご視聴ください。

「わたしと年金」エッセイ

検索

<https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/index.html>

② スマートフォンの場合

以下の二次元コードを読み取り、ご視聴ください。
(左記の日本年金機構ホームページからもご視聴いただけます。)



「わたしと年金」エッセイアニメーション動画特設案内ページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/animation.html>

令和2年度厚生労働大臣賞 受賞作品

あらすじ

わたしは大学時代に事故で足を切断してしまいましたが、母親が学生納付特例の手続きをしていたことで、障害年金を受給することができた。

その後、市役所の年金担当として勤務するようになったわたしは...

この動画で学べること

学生納付特例等、納付が難しいときに申請できる制度があること、そしてその制度の重要性を知ることができます。



令和4年度厚生労働大臣賞 受賞作品

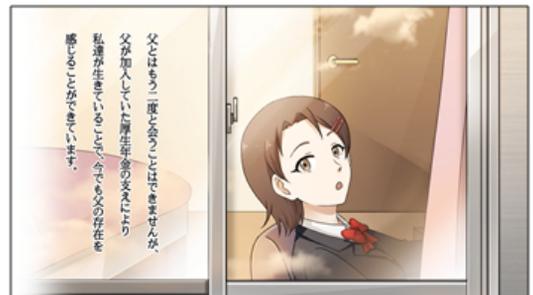
あらすじ

わたしの父は闘病生活を送っており、仕事を続けることが困難となる。その結果、わたしの家庭は経済的に困窮していったが、父が障害年金3級を受給したことで、兄の学費を支払うことができた。

しかしその後父は亡くなり、わたしの家庭はより経済的に困窮してしまうようになるが...

この動画で学べること

公的年金には老後以外にも、人々の生活を支える役割があることや、公的年金制度のしくみを学ぶことができます。



年金委員とは

年金委員とは、**厚生労働大臣から委嘱**を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、**地域や会社内で啓発、相談、助言などの活動を行う方々**です。

日本年金機構の設立に伴い、年金制度について広く国民の皆様にも周知するとともに、年金制度への理解と信頼を深めていただく普及・啓発活動を行うために、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置されました。

年金委員は、「地域型」と「職域型」の2種類に区分されています。**地域型年金委員は、全国で約8,700人の方が委嘱され、主に自治会など地域で活動いただいています。**職域型年金委員は、約13万人の方が委嘱され、主にお勤め先で活動いただいています。

地域型年金委員の活動と協力をお願い

地域型年金委員の皆様には、主にご自身がお住まいの地域において、公的年金制度の普及・啓発活動や年金に関する各種手続きについて、相談、助言を行うとともに、必要に応じて年金事務所や市区町村の窓口を案内していただいています。

説明会、相談、広報に関する活動

- 町内会で年金委員として説明する時間をもらい、周知活動を実施。
- 市営図書館や公民館等の受付に、年金に関するパンフレットを設置させてもらうなどの広報活動の実施。
- 周辺の世帯に対して、年金のチラシを配布したり、自治会の掲示板へポスター貼付を依頼。



その他の活動例

- 民生委員と年金委員を兼務していることから、民生委員の地区会議等で年金に関する広報誌の配布や説明をし、母子家庭に対する免除申請等の周知活動を実施。
- 自分が勤務していた学校の生徒に対して、年金に関する啓発、学生納付特例制度の紹介や相談対応を実施。

年金委員活動への協力をお願い

市区町村で所管する施設等に、地域型年金委員の方々から年金制度に関するポスター・リーフレットの設置依頼があった際には、ご協力いただきますようお願いいたします。なお、地域型年金委員は、厚生労働省が発行する顔写真付きの身分証明書(年金委員証明書)を所持しています。



※年金委員の活動を行うための交通費などの経費については支払われませんが、職務に対する報酬は、機構法第30条第5項の規定により支払われません。

日本年金機構における活動支援

年金委員の皆様が安心して活動できるよう本部及び年金事務所ごとで定期的に研修会を開催し、年金制度全般から実務に近い内容など幅広く実施しています。

また、研修会を通じて他の委員と交流し、具体的な活動事例を共有するなど情報交換を行っていただいております。

さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣や日本年金機構理事長等からの表彰の対象となり、毎年度多数の方が表彰されています。

～年金委員研修・年金委員連絡会の様子～



～年金委員表彰の様子～



地域型年金委員推薦のお願い

地域型年金委員は、自治会や地域で活動することにより、**地域住民と年金事務所や市区町村を結ぶパイプ役として、また、地域における相談支援のネットワークとの連携など重要な役割を担っていただいております。**

地域型年金委員の推薦にあたっては、原則として、国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある方、現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である方、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む）として委嘱されていた者とされています。**ぜひとも年金事務に従事したことがあるOBの方々や民生委員等所管している部署へ推薦の案内をしていただきますようお願いいたします。**

参考までに、案内文書を次頁に掲載しておりますので、ご確認いただき、地域型年金委員の推薦・周知にご協力をお願いいたします。

なお、案内文書や推薦書については、管轄の年金事務所の総務（調整）課にお問い合わせください。

年金委員推薦書（地域型）

(様式1-2)

年金委員推薦書(地域型)

(フリガナ)	生年月日(西暦)			性別	男・女
氏名	年	月	日		
住所					
職業等	連絡先電話番号				
推薦理由					
日本年金機構 年金事務所長 殿 上記の者を年金委員として推薦します。 令和 年 月 日 推薦元市町村・団体等所在地 〒 推薦元市町村・団体等名称 代表者等氏名 電話番号					

※ 推薦書には、年金委員証明書に貼付するための被推薦者の顔写真(縦3.0cm×横2.4cm)を同封してください。また、写真の裏面には氏名を記入してください。

日本年金機構ホームページでは、年金委員の方、年金委員を検討している方向けの専用ページ（年金委員通信）を設けています。ぜひご覧ください。

「年金委員通信」ページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkiniintsuushin.html>



【参考】「年金制度のご案内」チラシ（見本）

【オモテ】

地域型令和6年度版

年金委員制度のご案内

市区町村、団体の皆さまへ

年金委員は、公的年金に関する国や日本年金機構のサポーターとして、公共サービスの一翼を担うものです。

『**地域型**』年金委員は、地域住民の「こんなときに何をしたらいい？」といった疑問や相談に答えたり、必要に応じて年金事務所や市区町村の窓口を紹介するなど、地域と制度のパイプ役を担うことが期待されます。

- ◆全国の年金事務所では、定期的に年金委員を対象とした研修会を開催し、制度改正事項などをお伝えしています。また、日本年金機構本部（東京）も、毎年1回、リモートによる全国年金委員研修会を開催します。
- ◆平成25年度より、「**年金委員功労者厚生労働大臣表彰**」制度が開始されました。受賞者は、厚生労働省ホームページに掲載されます。

1. 年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

年金委員は、活動する区域によって『**職域型**』と『**地域型**』の2種類に区分されています。『**職域型**』は主に厚生年金保険の適用事業所内で、『**地域型**』は自治会など地域において活動していただきます。

2. 年金委員制度の概要

年金委員は、公的年金制度について、広く国民の皆さまに周知するとともに、制度への理解と信頼を深めていただくよう普及・啓発活動を行うために設置されました。

【**地域型**】市町村や団体から推薦いただいた方であって、令和6年3月末時点で、全国で約8,700の方が地域型年金委員として委嘱されています。

【**職域型**】厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いしています。令和6年3月末時点で、全国で約13万人の方が職域型年金委員として委嘱されています。

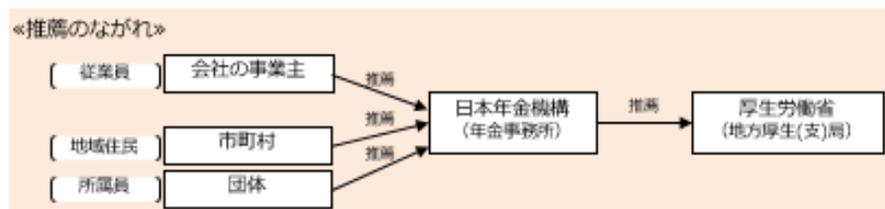
【参考】「年金制度のご案内」チラシ（見本）

【ウラ】

3. 年金委員になるには

年金委員は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。
【日本年金機構法第30条】

年金委員は、『職域型』の場合は会社の事業主、『地域型』の場合は市町村や団体からの推薦を受け、日本年金機構から厚生労働省へ推薦します。



地域型年金委員の推薦にあたっては、原則として国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある者または現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である者、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む。）として委嘱されていた者とされています。

4. 推薦の方法

地域型年金委員の推薦方法は、市(区)役所や町村役場もしくは団体が「年金委員推薦書（地域型）」を管轄の年金事務所へ提出していただくこととなります。

※様式は、日本年金機構ホームページ「年金委員通信」からダウンロードできます。

年金委員に関するQ&A

Q：年金委員に報酬は支払われますか？

A：報酬は支払われません。ただし、活動を行うための交通費などの経費については支払われます。

Q：年金委員の研修はありますか？

A：全国の年金事務所です定期的に研修会を実施しており、公的年金制度や新たな制度改革事項といった情報を直接日本年金機構から得ることができます。また、研修会を通じ、他の委員の方々との交流が持てるといった意見もありました。さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。

制度の趣旨をご理解いただき、
ぜひ年金委員の推薦をお願いします。

※お問い合わせは、管轄の ●●年金事務所（999-999-9999）まで
ご連絡をお願いします。

障害年金講座

第43回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



～ちょっと気になる 所得証明書添付について～

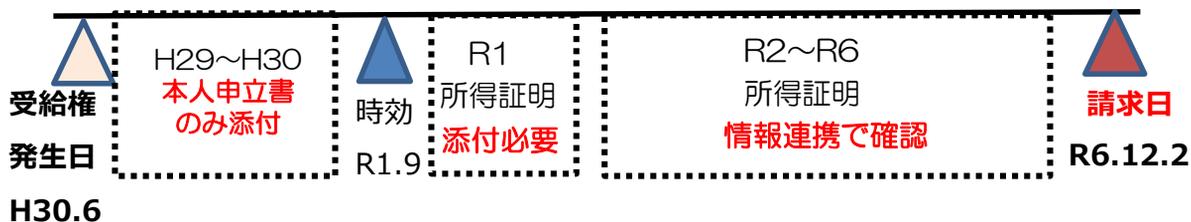
Q

20歳前障害基礎年金について、5年以上遡及して障害認定日請求を行う場合、何年度の所得証明書を提出すればよいですか。

A

受給権発生日の翌月分以降が所得審査の対象になります。情報連携では直近5年分しか所得情報が確認できないため、それ以前については、所得証明書の添付が必要になります。ただし、支分権が時効消滅した期間については、所得の状況に関する本人の申立書を添付することで所得証明書の添付は不要となります。

【事例】 受給権発生日：H30.6 請求日：R6.12.2 支分権消滅期間：H.30.7分～R1.9分



さて、今回のテーマは、

診断書交付時のお願い その⑦

です。

診断書交付時のお願い

- 「診断書の記載漏れ防止」の観点より、診断書交付時に記入上の注意について可能な限り説明をお願いします。
- 診断書にあります記入上の注意は、切り離さないまま診断書作成医に渡していただくよう説明をお願いします。
- 今回は「聴覚、鼻腔機能、平衡機能、そしゃく・嚥下機能、音声又は言語機能の障害用」の「診断書」と「記入上の注意」（表裏両面）をセットにしたものを掲載しました。両面印刷し、診断書と一緒に病院に持参できるよう診断書交付時にご活用ください。
- 障害年金請求用の診断書は8種類あり、かけはし第86号（2024.1.12）の「精神の障害用」の「診断書」と「記入上の注意」を皮切りに、これまで各種診断書の掲載をしておりましたが、次号（第93号）の「眼の障害用」診断書の紹介で最後となります。

国民年金保険 診断書 (聴) (聴覚・平衡機能・聴覚機能・聴覚機能・聴覚機能)

Form with fields for patient name, address, birth date, medical history, and diagnosis. Includes checkboxes for hearing aid use and other conditions.

(注) 障害の状態は、診断書に基づいておける範囲で記入してください。

(注) 本文を横書き、記入漏れがないうように記入してください。

Diagnosis section containing: (1) Hearing status, (2) Hearing aid status, (3) Balance function, (4) Functional hearing, and (5) Other content. Includes a graph for 'Speech Understanding Curve'.

様式第120号の2 (持参用表)

記入上の注意

1. この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、加齢日から1年6月を経過した日(その期間内に済んだときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」といふ。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態であった者が、65歳に到達する前日までの間において、施行令別表に該当する程度に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算の対象とならうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

2. ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てにより記入してください。

3. ⑨の欄の「診療回数」は、現症前前1年間における診療回数を記入してください。(なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください)

4. 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

- (1) 本人の障害の程度や状態と無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は斜線により抹消してください)
(2) ⑩の欄の「(1) 聴覚(障害)」の測定結果は、過去から月間において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを記入してください。
(3) ⑩の欄の「聴力レベル」の算出方法は、次の方法により行ってください。
① 聴力レベル(値) は、オージオメータにより測定してください。
② 「聴力レベル(値)」は、(a+2b+c)/4 により算出してください。

Mathematical formula for hearing level calculation: (a+2b+c)/4. Legend: a: 周波数 500ヘルツ音に対する純音聴力レベル値, b: 周波数 1,000ヘルツの音に対する純音聴力レベル値, c: 周波数 2,000ヘルツの音に対する純音聴力レベル値

(4) ⑩の欄の「最良言語理解度」は、「聴力レベル」が90デシベルに満たない場合についての外推法を記入してください。

なお、最良言語理解度の検査は、オージオロジー学会で定められた方法により行ってください。

(5) ⑩の欄の「所見」は、聴覚の障害で障害年金を受給していない人に両耳の「聴力レベル」が100デシベル以上の聴力を示している場合は、オージオメータによる検査に加えて、聴覚脳反応検査(ABR)等の聴覚的聴力検査又はそれに相当する検査を行い、その結果(検査の方法及び検査所見)を記入してください。また、この診断書のほか、その記録データのコード等必ず添えてください。

(6) ⑩の欄の「イ 方言不能(言語)」は、方言障害、音声障害又は聴覚障害による障害がある場合に、記入してください。方言に関する検査を行った場合は、その検査結果を「II 方言」に関する検査結果欄に記入してください。

(7) ⑩の欄の「ウ 失語症」は、失語症がある場合に記載してください。失語症に関する検査を行った場合は、その検査結果を「II 失語症」に関する検査結果欄に記入してください。必要に応じて失語症検査の結果表を添えてください。

5. 診断書の記載要領を日本年金機構のホームページに掲載しているExcel形式の診断書様式を使用していることとさせていただきます。また、日本年金機構のホームページに掲載しているExcel形式の診断書様式を使用していることとさせていただきます。



検索

様式第120号の2 (持参用 裏)

記入上の注意

- この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6か月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6か月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態であった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものである。

また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の加算対象者となるようとする人等についても、**「障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するもの」**です。

- この診断書は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- この欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。(なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。)

4. 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

- 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別紙をばらつけてそれに記入してください。
- この欄の「① 聴覚の障害」の測定結果は、過去3か月間において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを記入してください。
- この欄の「① 聴覚の障害」の算出方法は、次の方法により行ってください。

① 「聴覚レベリ値」は、オーゾオメータにより測定してください。

② 「聴覚レベリ値」は、
$$\frac{a + 2b + c}{4}$$
 により算出してください。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{a: 周波数 500ヘルツの音に対する純音聴覚レベリ値} \\ \text{b: 周波数 1,000ヘルツの音に対する純音聴覚レベリ値} \\ \text{c: 周波数 2,000ヘルツの音に対する純音聴覚レベリ値} \end{array} \right.$$

- この欄の「④ 聴覚の障害」は、「聴覚レベリ」が90デシベルに満たない場合についての検査成績を記入してください。
- この欄の「⑤ 聴覚の障害」は、聴覚の障害で障害年金を受給していない人に両耳の「聴覚レベリ」が100デシベル以上の診断を行う場合については、オーゾオメータによる検査に加えて、聴覚的聴覚検査(ABR)等の聴覚的聴覚検査又はそれに相当する検査を行い、その結果(検査の方法及び検査所見)を記入してください。また、この診断書のほか、その記録データのコピー等も必ず添えてください。

⑥ この欄の「イ 発音不能な語句」は、発音障害、音声障害又は聴覚障害による発音障害がある場合に、記入してください。発音に関する検査を行った場合は、その検査結果を「II 発音に関する検査結果」欄に記入してください。必要に応じて発音検査の結果も添えてください。

⑦ この欄の「ウ 失語症の障害の程度」は、失語症がある場合に記載してください。失語症に関する検査を行った場合は、その検査結果を「II 失語症に関する検査結果」欄に記入してください。必要に応じて失語症検査の結果も添えてください。

- 診断書の記載要領を日本年金機構のホームページに掲載している Excel 形式の診断書様式を使用していますので参照ください。また、日本年金機構のホームページに掲載している Excel 形式の診断書様式を使用していただけるともできます。



検索

(5) 音声又は言語機能の障害

- 患者は、話すことや話を理解することにほとんど制限がなく、日常生活が誰とも成立する。
- 患者は、話すことや聞いて理解することにほとんど制限がなく、日常生活が誰とも成立する。
- 患者は、話すことや聞いて理解することにほとんど制限がなく、日常生活が、互いに内容を推論したり、たずねたり、見当をつけることなどで部分的に成り立つ。
- 患者は、発音に関わる機能を喪失するか、話すことや聞いて理解することに一定の制限があるもの、日常生活が、互いに推論することなどで、ある程度成り立つ。

発音不能な語句 (構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害がある場合に、記入してください。)

II 発音に関する検査結果 (語音発音明瞭度検査など)

4 種類の語句 (該当するもの1つを○で囲んでください。)			
口唇音 (ま行音、ば行音等)			
1 全て発音できる	2 一部発音できる	3 発音不能	
歯音、歯茎音 (さ行音、た行音、ら行音等)			
1 全て発音できる	2 一部発音できる	3 発音不能	
歯茎硬口蓋音 (しゃ、ちゃ、じゃ等)			
1 全て発音できる	2 一部発音できる	3 発音不能	
軟口蓋音 (か行音、が行音等)			
1 全て発音できる	2 一部発音できる	3 発音不能	

失語症の障害の程度 (失語症がある場合に、記入してください。)

II 失語症に関する検査結果 (標準失語症検査など)

1 音声言語の表出及び理解の程度 (該当するものを○で囲んでください。)			
単語の呼称 (単語の例: 家、靴下、自動車、電話、水)			
1 できる	2 おおむねできる	3 あまりできない	4 できない
短文の発話 (2~3文節程度、例: 女の子が本を読んでいる)			
1 できる	2 おおむねできる	3 あまりできない	4 できない
長文の発話 (4~6文節程度、例: 私の家に田舎から大きな小包が届いた)			
1 できる	2 おおむねできる	3 あまりできない	4 できない
単語の理解 (例: 単語の呼称と同じ)			
1 できる	2 おおむねできる	3 あまりできない	4 できない
短文の理解 (例: 短文の発話と同じ)			
1 できる	2 おおむねできる	3 あまりできない	4 できない
長文の理解 (例: 長文の発話と同じ)			
1 できる	2 おおむねできる	3 あまりできない	4 できない

⑩ 子 後

⑪ 備考

(必ず記入してください。)

⑫

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

上記のとおり、診断します。

病院又は診療所の名称 _____

所 在 地 _____

診療担当科名 _____

医師氏名 _____

以下の診断書の太文字の欄は、記入漏れがないよう記入していただくこととなっています。

⑧欄

診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)

⑩欄

障害の状態 (平成・令和 年 月 日現症)

※ 1. 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄を除いてすべて記入してください。
(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

※ 2. 障害に関係する検査が実施されていない場合は該当欄に「未実施」又は「未測定」
など、わかりやすく記入してください。

※ 3. 特に⑩欄 (1) 聴覚の障害、(5) イ 発音不能な語音、ウ 失語症の障害の程度の
項目において、診断書への記載の他に、検査記録データ等の検査結果のコピー等の
添付が必須の項目もあります。

(詳しくは該当する項目の「記入上の注意」も合わせ確認してください。)

お願い

聴覚の障害の「記入上の注意」4(4)関連

聴覚の障害の障害認定基準においては、例えば、両耳の平均純音聴力レベル値が
50デシベル以上90デシベル未満の場合は最良語音明瞭度によって障害等級の
判断が異なることもあるため、診断書に最良語音明瞭度を記載いただいでください。
(「障害年金ヘルプデスクQ&A (市区町村用)」のQ1-1(2)より)

⑪欄

現症時の日常生活活動能力及び労働能力(必ず記入してください。)

⑫欄

予後 (必ず記入してください。)

※ 診断書作成医等の欄も、記入漏れがないよう記入していただくこととなっています。

上記のとおり、診断します。

病院又は診療所の名称

所在地

年 月 日

診療担当科名

医師氏名

この日付は診断書の作成年
月日となります。⑩欄の現
症日以降の日付で作成して
ください。

地域の独自情報

編集後記

年末からお正月シーズンに十二支のグッズをたくさん見かけました。今年は巳年ですね。皆さまは裏干支をご存知ですか。裏干支とは自分の生まれ年の干支から6つ先、自分の干支を含めると7番目の干支のことをいいます。十二支を円並べた時に対角線、向かい側にくる干支です。

十二支には性質があるといわれていますが、裏干支は正反対の性質を持ち、自分にはないパワーを与えてくれるとのことなので、自分の干支グッズを飾る際に、裏干支も一緒に飾るのも一興ですね。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。今後も、どうぞよろしくお願ひいたします。